

# 令和 8 年度予算の編成方針

財務部財政課

# 目 次

## 1 財政見通し

## 2 予算編成の考え方

## 3 予算編成方法

- (1) 財源配分経費
- (2) 個別算定経費

## 4 予算要求における留意事項

- (1) 事業の効果検証・再構築について
- (2) 副市長レビュー（秋）における協議について
- (3) 地方創生にかかる交付金等の活用について
- (4) 効果の見える化、EBPM（証拠に基づく政策立案）の推進について
- (5) 持続可能な開発目標（SDGs）にかかる施策の推進について
- (6) デジタル・スマートシティの推進について
- (7) カーボンニュートラルの推進について
- (8) 適正な人員配置について
- (9) 民間活力の導入について
- (10) 新たな資金調達手段、事業手法の活用について
- (11) 地方財政措置を考慮した事業構築について
- (12) 補助金・負担金の適正化について
  - ア 補助金及び交付金
  - イ 負担金
- (13) 公共施設の管理運営について
  - ア 公共施設等の計画、更新・改修等
  - イ 施設修繕等
- (14) 使用料及び手数料等の適正化について
- (15) 公共事業について
- (16) 一括発注について
- (17) 基金の活用について

## 令和 8 年度予算の編成方針

令和 7 年度は、景気が緩やかに回復する一方、物価上昇が賃金上昇を上回っており、物価高騰による市民生活への影響が続いている。そのような中、人口減少局面の転換に向けてあらゆる施策を総動員し、総合力で取り組むとともに、市民や地域、企業も含めたオール浜松で「元気なまち・浜松」を実現していくため、2025 年度市政運営の基本方針における重点化施策に資する事業に重点を置き、市政運営を進めているところである。

きたる令和 8 年度は、都市の将来像である「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」の実現に向け、総合計画基本計画に掲げるまちづくりの基本理念や、各分野の取組の方向性に基づき、諸施策の着実な推進を図る必要がある。

こうしたことから、令和 8 年度の予算編成は、各政策・事業の効果検証と再構築を徹底し、限られた財源を最大限有効に活用することで、適正な債務管理と必要な投資を両立したしなやかな財政運営を行い、中長期的な展望に立って、様々な政策を総合的に進めていく。

## 1 財政見通し

我が国の景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。

こうした中、本市財政は、行財政改革への取り組みによる効果で、ストックにかかる財政指標は他の政令指定都市と比較して良好であるが、少子高齢化や保育・子育て環境の向上などに伴う社会保障施策関係経費の増大などにより、財政の硬直化は大きな課題となっている。

また、小・中学校を始めとした教育施設やアクトシティ浜松等の大規模な公共建築物の整備更新、道路・橋りょう等の既存の社会資本の長寿命化や適正な維持管理、豪雨災害への対応に加え、原油価格・物価高騰による内部管理経費の増加などにより、中期財政見通しにおける試算の結果、令和7年度から令和16年度までの10年間で1,077億円の収支不足が見込まれ、非常に厳しい財政運営となることが予想される。

## 2 予算編成の考え方

このような財政を取り巻く状況のもと、令和8年度は、市政運営の基本方針に基づく様々な政策を着実に進めていく。特に、産業振興、少子化対策、災害に強いまちづくり、中心市街地や中山間地域の振興などに、積極的に取り組むものとする。また、直面する新たな課題には柔軟に対応する。

あわせて、収支不足を解消し、将来に向けた規律ある財政を堅持していくため、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）など国県補助負担金等の十分な活用はもとより、クラウドファンディング、SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）等、新たな資金調達の手法の積極的な活用により一層の歳入確保を徹底するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるため、歳出の重点化、より効果の高い事業への再構築によりメリハリの効いた予算案を作成する。

予算編成においては、基本計画で定める政策を実現するため「基本政策シート」「政策シート」を活用し、事業活動とその効果を段階に応じて把握する各指標の状況を確認し、データ等の根拠に基づく政策立案や改善の実践を徹底する。

### 3 予算編成方法

令和 8 年度は、予算編成方法を見直し、政策自由度の向上と財源確保の両立及び事業の検証・選択・重点化・再構築等による収支不足の解消を目的として「財源配分方式」を導入する。

各部区局においては「2 予算編成の考え方」を踏まえ、すべての事業について効果検証及び再構築を徹底したうえで、重点施策について事業展開の発展・拡充を図るなど、部区局長の権限と責任のもとでマネジメント機能を発揮し、財源を意識した予算要求を行うものとする。

「財源配分方式」にかかる経費区分は次のとおりとし、予算要求にあたっては、官房スタッフ等が積極的に部区局内の調整を実施するものとする。

#### (1) 財源配分経費

令和 8 年度に想定される一般財源総額の増減等を反映した「財源配分額」について、各部区局長へ配分する。

部区局長は、配分された「財源配分額」と特定財源及び部局財源の合計額の範囲内で予算要求を行うこと。

#### (2) 個別算定経費

所要見込額により予算要求を行うこと。

個別算定経費は一件ごとの査定による積上げ方式で予算原案を作成する。

## 4 予算要求における留意事項

令和8年度の予算要求は、総合計画基本計画や公共施設等総合管理計画等、市の方針を示した各計画の趣旨に沿うとともに、中期財政見通しにおいて収支不足が生じていることを踏まえ、過去の予算編成における課題事項への対応のほか、以下について十分検討し、その結果を踏まえて行うこと。

### (1) 事業の効果検証・再構築について

財政規律堅持とともに政策効果の最大化のため、すべての事業について客観的な証拠に基づく効果検証や2024年度政策・事業シートにおける評価結果及び2025年度実施計画の進捗状況を踏まえたうえで、事業の可否を判断するとともに、効果的な手法の検討や事業の再構築を徹底すること。

なお、既存事業の再構築や効率化により捻出された財源については、新規事業や重点事業への優先的な配分を考慮すること。

### (2) 副市長レビュー（秋）における協議について

サマーレビュー終了後、令和8年度予算編成等に当たり、法改正に伴う対応や突発的な状況の変化など、新たな政策判断が必要となった案件については、副市長レビュー（秋）において協議を行うこと。

### (3) 地方創生にかかる交付金等の活用について

まち・ひと・しごとの創生に資する新規・拡充事業は、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）のソフト事業、拠点整備事業、インフラ整備事業の対象となりうるため、交付金の活用を前提とした事業立案とすること。交付金を活用する事業については、企画課と協議のうえ、交付金の実施計画を作成し、財源を見込んで要求を行うこと。

### (4) 効果の見える化、EBPM（証拠に基づく政策立案）の推進について

すべての事業の必要性・効果の検証においては、庁内データ分析基盤（Tableau）や各種統計やRESASなど客観的なデータを活用した分析を徹底し、費用対効果等について、数値を用いて見える化に努めること。

また、事業の目的、手段、事業実施により得られる成果や効果の間の論理的関係（ロジック）を明確にした上で、予算要求を行うこと。

#### (5) 持続可能な開発目標（SDGs）にかかる施策の推進について

2030 年に期限を迎える SDGs の達成に向け、SDGs のゴール・ターゲットを念頭に、所管事業における SDGs につながる取り組みについて予算要求を行うこと。

#### (6) デジタル・スマートシティの推進について

デジタルを活用し市民サービスや自治体の生産性の向上を図るため、「デジタルを活用したまちづくり推進条例」や同条例に基づく「浜松市デジタル・スマートシティ構想」、「浜松市 DX 推進計画」並びに「浜松版 MaaS 構想」やデジタル・スマートシティ推進本部会議の議論を踏まえ、予算要求を行うこと。

また、「浜松市デジタル・マーケティング戦略」を踏まえ、対象者の行動変容に繋がる最適な情報伝達手段を検討し、予算要求を行うこと。

#### (7) カーボンニュートラルの推進について

2050 年カーボンニュートラルの実現及び 2030 年度目標（市域の温室効果ガス排出量を 2013 年度比 52%削減、市の事務事業に関しては温室効果ガス排出量を 2013 年度比 55%削減）の達成に向け、全庁を挙げて組織横断的に事業を推進していくため、「カーボンニュートラル推進方針」や「市有施設の脱炭素化方針」、「公用車電動化方針」などに基づいた効果的な事業計画を立案し、予算要求を行うこと。

なお、予算要求に際しては、事前にカーボンニュートラル推進課と調整を行うこと。

また、令和 5 年度から共同発行によるグリーンbond債に参画しているため、投資的経費に対する財源として活用を検討すること。

#### (8) 適正な人員配置について

予算要求においては、事業量に対する人的資源の配分を十分検討すること。特に、新規事業や拡充事業の要求については、部区局内において、人的資源を含め、事業の効果検証と再構築を徹底すること。

#### (9) 民間活力の導入について

すべての事業について、「浜松市民間活力の導入に関する基本方針」に基づき、民営化、協働事業化、PFS（成果連動型民間委託契約方式）等の手法による民間活力の導入を検討すること。検討にあたっては、政策法務課経営推進担当「官民連携推進窓口」やアセットマネジメント推進課「浜松市官民連携地域プラットフォーム」と連携し、「サウンディング型市場調査」「浜松市発案・提案型官民連携制度（やらまいか！民間発案・提案）」等の積極的な活用を図ること。

#### (10) 新たな資金調達手段、事業手法の活用について

企業協賛、商業広告、遊休資産の利活用、ネーミングライツ、ふるさと納税、クラウドファンディング、SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）など、新たな資金調達の手法の積極的な活用を検討するとともに、これまで十分に活用されてこなかった補助制度等の調査研究や活用の検討を行うこと。

企業版ふるさと納税は、制度の認知度向上や地方への関心の高まり等により、全国的に件数・金額とも大幅に増加しており、寄附獲得に向けた絶好の機会であることから、企業のイメージアップに繋がる事業や共感を得られやすい事業など、活用を前提に検討し、寄附額向上に取り組むこと。特に、10 億円以上の施設整備事業については、積極的に活用を検討すること。

また、企業の CSR 活動との連携やシェアリングエコノミーの普及など、これまでの事業手法と異なる展開も検討すること。

#### (11) 地方財政措置を考慮した事業構築について

特別交付税は特定の事業に対する地方財政措置であり、普通交付税では算定されない地域の特殊事情や突発的な財政需要に対応する財源であるため、対象経費を漏れなく適切に把握するとともに、対象要件を考慮して事業の構築を行うこと。

一方、普通交付税は、地方自治体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要額が、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等の収入額を上回る場合に、不足額が交付されるものであり、原則として、特定の事業に対する地方財政措置ではなく一般財源であることに留意すること。

#### (12) 補助金・負担金の適正化について

##### ア 補助金及び交付金

「補助金ガイドライン（令和 7 年 9 月）」に基づき、社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、実績を評価したうえで、行政関与の必要性や費用対効果などあらゆる観点から検討し、事業の再構築を徹底すること。

##### イ 負担金

「負担金ガイドライン（令和 7 年 9 月）」に基づき、行政関与の必要性や行政が負担すべき経費の内容を精査し、脱退、廃止、負担金額の削減・一時停止などの見直しを行い、負担金事務の適正化を図ること。また、事業費負担金の精算義務付けや本市職員が事務・経理を行っている場合には、公金に準じた管理を徹底すること。

### (13) 公共施設の管理運営について

#### ア 公共施設等の計画、更新・改修等

個別施設等の基本構想や基本計画、更新・大規模改修などに要する経費については、事前にアセットマネジメント推進課、公共建築課等と調整・検討のうえ、予算要求を行うこと。

また、「大規模事業の市長報告案件に関する基準について（令和４年８月２５日財政課長通知）」に基づき、適正な時機に市長報告を行うこと。

なお、施設の更新・大規模改修を行う場合は、個別施設計画や施設分類別計画等により施設のあり方を明確にするとともに、統廃合・複合化の可能性を十分に検討すること。

#### イ 施設修繕等

施設所管課にあっては、不具合箇所の放置などがないよう施設の現状を把握すること。

また、定期的な保守点検結果や公共建築課からの指摘、指定管理者からの要望、利用者の声などを踏まえ、必要な経費を算定すること。

### (14) 使用料及び手数料等の適正化について

施設の使用料、各種手数料等については、市民負担の公平性の観点から、受益と負担の適正化を図ること。

また、統一基準外の減免については、その実施効果を踏まえた見直しを図ること。

### (15) 公共事業について

建設工事及び建設工事関連業務委託については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第７条の発注者等の責務に基づき、実施時期の平準化に努めるとともに、年間を通じて発注量の安定化を図り、公共工事に従事する者の処遇改善と公共工事の品質確保につなげるため、繰越明許費や債務負担行為の活用等、必要な措置を講じ、計画的な発注を行うこと。

また、建設業における担い手の確保・育成や、働きやすい現場環境実現のため、原則として４週８休以上の休日を確保し、労働条件が適正に確保できる工期設定とすること。

なお、事業計画策定にあたっては、調達課及び技術監理課から通知される「建設工事及び建設工事関連業務委託の発注見通し作成ガイドライン（令和８年度版）」に留意すること。

**(16) 一括発注について**

類似業務について部区局の内外を問わず、継続して一括発注に取り組み、事務量の軽減やスケールメリットの発現に努めること。

**(17) 基金の活用について**

基金について、原資の性質と設置目的を確認し、今後の財政需要の変化を中長期的な視点で見込む中で、条例の改正も含めた活用を検討すること。

また、活発な活用のない基金は、廃止、統廃合などを検討すること。